特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
36	地方税等過誤納金還付に係る振込事務 書	基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大口町は地方税等過誤納金還付に係る振込事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・職員の不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、静脈、ID及びパスワードにより、操作者を限定している。
- 操作者には、必要な業務のみ照会範囲の制限をしている。
- ・追跡調査のため操作ログを保存している。
- ・端末PCはセキュリティシステムによりデータを持ち出せないなどの対策を講じている。

評価実施機関名

愛知県丹羽郡大口町

公表日

令和7年1月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	地方税等過誤納金還付に係る振込事務						
②事務の概要	公金受取口座を登録している納税者から当該公金受取口を還付金の受取口座とする旨の意思表示があった場合において、情報提供ネットワークシステムを経由した情報連携により公金受取口座情報を取得し、当該公金受取口座に還付金の振込を実施する。						
③システムの名称	団体内統合宛名システム、口座管理、収納消込、子ども子育て支援、介護保険、個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国保税、後期高齢者医療、中間サーバ、申請管理システム、サービス検索、電子申請機能申請管理、サービス検索・電子申請機能窓口ソリューション(申請管理)、国民健康保険(資格・賦課)						
2. 特定個人情報ファイル:	名						
口座情報ファイル、収納管理情	報ファイル						
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条						
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢>						
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表第48の項 【情報提供】						
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	大口町役場総務部税務課						
②所属長の役職名	課長						
6. 他の評価実施機関							
なし							
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求						
請求先	大口町役場総務部行政課 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地 電話(0587)95-1699						
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ						
連絡先	大口町役場総務部税務課 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地 電話(0587)95-1112						
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した						
適用した理由							

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		i]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か		令和	15年4月30日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か	令和5年4月30日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価書] ては、それぞれ	重点項目評価書又	<選択肢> 1) 基礎項目評価 2) 基礎項目評価 3) 基礎項目評価 は全項目評価書において	書及び重点項 書及び全項目	評価書
2. 特定個人情報の入手(実起担併 さ、	ukロ <i>ーカ</i> シ.フ.	ニル太海にも1千	太 险/)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である]	<選択肢> <選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱いの記	委託			[]委託	しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報	最提供ネットワー	-クシステムを通じた	≿提供を除く。)	[〇]提供	・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続	1]接続しない(入手)	[〇]接続し	しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	次のような典型的なリスク対策を実施することなどにより、事務・サービスまたはシステムの特性を考慮したリスク対策を講じている く典型的なリスク対策> ①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。 ② 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ※ 人為的ミス発生防止の着眼点として、次の資料が参考となる。いずれも個人情報保護委員会ウェブページ公表資料:https://www.ppc.go.jp/legal/kensyuushiryou/・「特定個人情報を取り扱う際の注意ポイント」					

9. 監査							
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査						
10. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない						
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する						
最も優先度が高いと考えられ る対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発						
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>						
判断の根拠	対象者、必要な情報の種類、ハ子ガ滋等を踏まれ、対象者以外の情報 や 必要な情報 以外の八子を 防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。						

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月24日	 1-3 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)番号法第9条第1項、別表第一の第16の項番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	番号法第9条第1項及び別表24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第16条	事後	
令和6年7月24日	1-4 法令上の根拠	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報提供にかかる項【なし】 ・情報照会にかかる項【27】	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報 の提供に関する命令第2条表第48の項 【情報提供】 なし	事後	
令和6年12月17日	Ⅳ-8 人手を介在させる作業		新規追加	事前	
令和6年12月17日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる作業		新規追加	事前	
令和6年12月17日	 -1-③ システムの名称 	団体内綜合宛名システム、口座システム、収納 消込システム、保育料システム、介護保険シス テム、住民税システム、申告受付システム、固定 資産税システム、軽自動車税システム、国民健 康保険税システム、後期高齢者医療システム、 中間サーバシステム、eLTAX、申請管理システム、 サービス検索、電子申請機能	団体内統合宛名システム、口座管理、収納消込、子ども子育て支援、介護保険、個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国保税、後期高齢者医療、中間サーバ、申請管理システム、サービス検索、電子申請機能申請管理、サービス検索・電子申請機能窓口ソリューション(申請管理)、国民健康保険(資格・賦課)	事前	
令和7年1月10日		込、子ども子育て支援、介護保険、個人住民税、 固定資産税、軽自動車税、国保税、後期高齢者 医療、中間サーバ、申請管理システム、サービ ス検索、電子申請機能申請管理、サービス検 索・電子申請機能 窓口ソリューション(申請管理)、国民健康保険 (資格・賦理)	団体内統合宛名システム、口座管理、収納消込、子ども子育て支援、介護保険、個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国保税、後期高齢者医療、中間サーバ、申請管理、サービス検索・電子申請機能窓口ソリューション(申請管理)、国民健康保険(資格・賦課)		